

番 号 : 150513

国 名 : カザフスタン

担当部署 : 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第二チーム

案件名 : 生産・品質管理 (2015年度)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 生産・品質管理

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2015年8月中旬から2016年5月中旬まで

(2) 業務M/M : 国内 0.95M/M、現地 2.90M/M、合計 3.85M/M

(3) 業務日数 : 準備期間 第1次現地派遣期間 国内作業期間 第2次現地派遣期間

5日 24日 3日 21日

国内作業期間 第3次現地派遣期間 国内作業期間 第4次現地派遣期間

3日 21日 3日 21日

整理期間

5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部

(2) 見積書提出部数 : 1部

(3) 提出期限 : 7月22日(12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期
限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易
プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コ
ンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」
(http://www.jica.go.jp/announce/information/201402_04_02.html))をご覧ください。なお、JICA
本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留
意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	生産・品質管理に係る各種業務
対象国/類似地域	カザフスタン/全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カザフスタン国(以下、カザフスタン)は、1991年12月に独立して以来、石油等の資源エネルギー産業を中心に順調な経済成長を遂げてきた。その一方で、ビジネス分野の人材の供給が追い付かず、企業活動従事者の知識・スキルの向上が必要とされている他、産業の多角化が引き続き課題となっている。

こうした背景のもと、カザフスタン国政府は1997年、長期開発計画「カザフスタン2030」を策定し、人材の開発に重点的に取り組む開発戦略を掲げている。また、「カザフスタン2030」をより具体化させた「カザフスタン国産業革新発展工業開発戦略プログラム」(2003年-2015年)では、中小企業振興の必要性に着目しており、製造業を中心に産業の多角化を目指している。さらに、国家プログラム「Productivity 2020」では、これら産業の一層の効率化をめざすための基盤として、「カイゼン活動」や「リーンプロダクション」を推進している。

2000年10月、JICAは「カザフスタン国における市場経済化に対応する人材育成」及び「カザフスタン国・日本の相互理解促進」の拠点であるカザフスタン日本人材開発センター(以下「KJC」)の機能強化を目的として、「カザフスタン日本人材開発センタープロジェクト」を開始した。第1フェーズ(2000年10月~2005年9月)で整備してきた組織基盤を土台に、第2フェーズ(2005年10月~2010年9月)では、アルマティ市(主にKJCが設置されているカザフスタン新経済大学)及び首都アスタナ市を中心に、ビジネスコース、日本語教育、相互理解促進事業にかかる協力を行った。その後、国際競争力のある企業を経営・運営できる民間人材及び企業振興を促進する制度設計・政策実施能力のある公務員の人材育成を目的に、カザフスタン新経済大学(当時は経済大学)をカウンターパート(C/P)として、「カザフスタン日本人材開発センター・企業振興プロジェクト」(以下「プロジェクト」)を、2010年10月から2012年9月にかけて実施した。プロジェクト期間中、ビジネスコースの現地化を目指し現地講師の育成を行った結果、現在では大半の講義において現地人講師による講義が行われるようになった。一方、生産現場での実務経験が求められる生産・品質管理分野については現地人講師による実施が難しい分野であり、また「カイゼン活動」が最も盛んである日本からの専門家派遣のニーズが強いことから、引き続き、カザフスタン国政府からの要請に基づき、生産・品質管理の専門家を派遣することとした。なお、JICAによる技術協力プロジェクトの終了以降、KJCの運営はカザフスタン新経済大学に移管され、ビジネスコースは現地スタッフにより運営されている。

また、2014年にカザフスタン政府が1兆テンゲの基金を用意し、その一部を国家経営持株会社「バイテレク・ホールディングス」傘下の中小企業振興基金(Entrepreneurship Development Fund;通称“DAMU”(カザフ語))を通じて中小企業支援を行うことを決定した。同決定を踏まえ、カザフスタン政府からJICAに対してもDAMUと連携した形での中小企業振興への支援の要望があり、KJC及びDAMUと協議を行った結果、共同で事業を行うことに合意した。具体的には、DAMUが金融支援を行う中小企業に対して本専門家がカイゼン等の生産・品質管理手法を紹介することにより、資金面、技術面双方から中小企業の競争力強化を支援ことで合意している。

7. 業務の内容

本業務は、KJCが実施するビジネスコースのうち、「生産・品質管理」の講義を担当するとともに、本コンサルタントに同行する現地コンサルタントや講師及びKJCスタッフの育成支援を行うことを目的とする。また、DAMUとの連携による中小企業支援を進めることを併せて目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間(2015年8月中旬)
 - ① 既存資料から、カザフスタンにおける市場経済化の進展度合、企業経営の実態等を把握する。
 - ② 過去の関連案件資料を確認し、現地派遣期間中のワークプラン(案)(活動計画、講義シラバス、現地コンサルタント・講師育成計画を含む)及び現地の講義で使用するテキスト(案)を作成し、出発前までにJICA産業開発・公共政策部に説明の上、了承を得る。

講義科目は、現時点では、以下の内容を想定している。

- (ア) 導入/コース概要説明
- (イ) 生産管理・品質管理の概要
- (ウ) コスト管理
- (エ) 在庫管理(原材料、仕掛品)
- (オ) 工程分析
- (カ) 問題分析の実践
- (キ) 実践的5S、事例

なお、講義で使用するテキストは事前に露語に翻訳する必要があるため、講義の1週間前までにテキスト案(英語)をKJCに電子データにて提出すること。

(2) 第1次現地派遣期間(2015年8月中旬～2015年9月上旬)

- ①現地業務開始時に、第1次派遣の業務計画について、KJC及びDAMU関係者に対し説明する。KJCビジネスコース担当スタッフと講義の準備及び進め方について打合せを行うとともに、必要に応じてテキスト等の修正を行う。
- ②アルマティ及びアスタナにて、以下の概要にて講義(演習、ワークショップ含む)を実施する。カザフスタンの中小企業の経営者、管理者等の経営能力並びに政府関係者の管理能力強化が図られるよう、講義と演習を効果的に組み合わせつつ、双方向による参加型の講義を実施すること。また、現地コンサルタント・講師及びKJCスタッフの育成の観点から、それら関係者と協働して講義の準備・実施を行うこと。
 - (ア) 講義実施予定期間
 - ・第1回(アルマティ) : 2015年8月下旬 3日間 計18時間
 - ・第2回(アスタナ) : 2015年8月下旬 3日間 計18時間
 - (1日4コマ6時間、1コマ1.5時間)
 - (イ) 人数
それぞれ10～25名程度
 - (ウ) 想定される対象者
民間企業幹部、現地コンサルタント、政府関係者等
- ③上記のコース参加者及び関連政府機関からの要請に応じ現地企業を訪問し、品質・生産性向上にかかるコンサルティングを行う。講義と同様に、現地コンサルタント・講師及びKJCスタッフと共同で準備・実施を行うこと。(各都市で1～2社程度)
- ④DAMUとの連携事業のキックオフとして、事業の紹介セミナーをDAMU、KJCとともに開催する。セミナー概要は以下の通り。
 - ・日時 : 今後DAMU、KJCとの調整を通じて決定
 - ・場所 : DAMUアルマティ本部
 - ・参加者 : DAMUが金融支援している企業約30社
 - ・内容 : DAMUとの連携事業の目的、概要の説明、並びにカイゼン等日本の生産・品質管理手法の紹介、またカイゼンを実施した地元企業の事例紹介(KJCによる講演を予定)などを想定。
 - ・本専門家担当業務 : 日本の生産・品質管理手法の紹介にかかるプレゼンテーション。
- ⑤上記セミナーを通じて、関心を持った現地企業6社程度を今後の支援対象として選定する。
- ⑥対象6社を訪問し、現状を踏まえて当該企業が直面する課題を分析し、改善に向けた提言を行う(上記セミナーと企業診断は企業側負担なしのサービスとなる予定)。また同企業訪問を通じてKJCのビジネスコース講師等へ企業分析手法等にかかる技術移転を行う。
- ⑦対象企業のうち、KJCにコンサルティング料金を支払う有料サービスを希望する会社を対象に、KJCビジネスコース講師等と協力してカイゼンにかかる哲学、手法等を説明するセミナーを企業毎に実施する。
- ⑧現地活動最終日までに、現地活動の結果をKJCに報告するとともに、現地業務結果報告書(英文・和文)をJICAキルギス事務所(アスタナ連絡所)、KJCに各1部ずつ提出する。

(3) 国内作業期間(2015年9月中旬～2015年11月中旬)

- ①第1次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - ②DAMUとの連携事業で支援する対象企業からの問合せに対し、別途JICAがKJCに派遣する長期専門家と連絡をとりつつ対応する。
 - ③第1次現地派遣結果を踏まえ、ワークプラン（第2次現地派遣分）（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- （4）第2次現地派遣期間（2015年11月下旬～12月中旬）
- ①現地業務開始時に、第2次派遣の業務計画について、KJC及びDAMU関係者に対し説明する。KJCビジネスコース担当スタッフと講義の準備及び進め方について打合せを行うとともに、必要に応じてテキスト等の修正を行う。
 - ②第1次現地派遣期間の②及び③と同じ業務を本派遣期間においても実施する。なお、講義等の開催場所、開催日数、実施回数等については第1次派遣の結果を踏まえ、変更・増減する可能性がある。
 - ③DAMUとの連携事業について、有料コンサルティングを希望した対象企業のカイゼン活動の進捗と成果を確認し、今後の活動に向けたアドバイスを行う。また同企業訪問を通じてKJCのビジネスコース講師等へ企業分析手法等にかかる技術移転を行う。
 - ④現地活動最終日まで、現地活動の結果をKJCに報告するとともに、現地業務結果報告書（英文・和文）をJICAキルギス事務所（アスタナ連絡所）、KJCに各1部ずつ提出する。
- （5）国内作業期間（2015年12月下旬～2016年1月中旬）
- ①第2次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - ②DAMUとの連携事業で支援する対象企業からの問合せに対し、別途JICAがKJCに派遣する長期専門家と連絡をとりつつ対応する。
 - ③第2次現地派遣結果を踏まえ、ワークプラン（第3次現地派遣分）（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- （6）第3次現地派遣期間（2016年1月下旬～2016年2月中旬）
- ①現地業務開始時に、第3次現地派遣期間の業務計画について、KJC関係者に対し説明する。
 - ②第2次現地派遣期間の②～④と同じ業務を本派遣期間においても実施する。なお、講義等の開催場所、開催日数、実施回数等については第1次派遣の結果を踏まえ、変更・増減する可能性がある。
- （7）国内作業期間（2016年2月下旬～2016年3月上旬）
- ①第3次現地派遣期間の活動結果をJICA産業開発・公共政策部に報告する。
 - ②DAMUとの連携事業で支援する対象企業からの問合せに対し、別途JICAがKJCに派遣する長期専門家と連絡をとりつつ対応する。
 - ③第3次現地派遣結果を踏まえ、ワークプラン（第4次現地派遣分）（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明を行う。
- （8）第4次現地派遣期間（2016年3月中旬～2016年4月中旬）
- ①現地業務開始時に、第4次現地派遣期間の業務計画について、KJC関係者に対し説明する。
 - ②第2次現地派遣期間の②～④と同じ業務を本派遣期間においても実施する。なお、セミナーの開催場所、開催日数、実施回数等については第1次派遣の結果を踏まえ、変更・増減する可能性がある。
 - ③DAMUとの連携事業の総括を行い、今後の活動に向けた提言を行う。（専門家業務完了報告書に同提言を記載し、報告書と併せて提出することを想定）
- （9）帰国後整理期間（2016年4月下旬）
- ①専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

（1）ワークプラン

和文2部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）

英文3部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）、KJC

各現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容、スケジュール（案）などを記載。

第1次現地派遣前に全体の計画、第2次派遣以降は当該派遣期間の計画を準備。

（2）第1次～第3次現地業務結果報告書

和文2部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）

英文3部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）、KJC

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

（3）専門家業務完了報告書

和文2部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）

英文3部：監督職員、JICAキルギス共和国事務所（アスタナ連絡所）、KJC

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④残された課題及び当該課題への対応に係る提案

⑤その他

使用テキスト、受講者リスト、受講生による講義内容評価を添付すること。

上記いずれも、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空賃については、成田（日本）-アルマティ（カザフスタン）間の往復の他、カザフスタン国内の移動（アルマティ-アスタナ間の往復）分も計上してください。航空経路は、成田⇒ソウル⇒アルマティ⇒アスタナ⇒アルマティ⇒ソウル⇒成田を標準とします。国内航空賃については、40,000円（往復）×4回=160,000円を計上してください。

（2）一般業務費

本件業務は、当機構の在外拠点が存在しないカザフスタン国での業務となることから、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

・ 特殊傭人費（英語⇄露語通訳1名傭上）：30,000円×10日=300,000円×4回=1,200,000円

・ 車両関係費：3,000円×21日×4回渡航=252,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月15日から2016年4月14日までの間に4回の派遣を予定していますが、数日程度の日程調整は可能です。カザフスタン側の都合により、契約後、日程の調整が必要となる場合もあります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地での調整は、KJCスタッフにより行われます。

③便宜供与内容

KJCによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の手配あり

エ) 通訳備上

英語⇄ロシア語通訳の手配あり

オ) 現地日程のアレンジ

KJCスタッフが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

KJCにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・カザフスタン日本人材開発センター・企業振興プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
- ・カザフスタン日本人材開発センター・企業振興プロジェクト 終了時評価報告書
- ・カザフスタン日本人材開発センタープロジェクト 各評価報告書

②KJCに関連する情報が、以下のウェブサイトで確認できます。

- ・<http://japancenter.jica.go.jp/country/kazakhstan/kazakhstan.html>

③閲覧資料

- ・2014年度派遣専門家報告書（講義資料含む）

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②KJCのビジネスコース受講生を対象とした本邦研修「ビジネス実務研修」を11月に行うことが予定されています。契約期間中に同研修の準備に対する協力をお願いすることがあります。

③安全管理

現地業務期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICAアスタナ連絡所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地業務時には、同連絡所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

④業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上